

佐賀県議会告示第一号

佐賀県議会図書室規程（昭和三十八年佐賀県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十二日

佐賀県議会議長 留 守 茂 幸

第三条の見出し中「整理」を「登録等」に改め、同条第一項中「受け入れ」を「受入れ」に、「図書原簿（別記様式第一号）」を「図書管理システム（図書室の図書及び資料について一元的に管理を行う電子計算組織をいう。）」に改める。

第四条中「分類し、図書分類簿（別記様式第二号）に đăngしなれば」を「分類しなれば」に改める。

第五条の見出し中「整理」を「登録」に改め、同条中「官報、公報、その他」を削り、「資料原簿（別記様式第三号）」を「図書管理システム」に改める。

第六条の見出し中「及び廃棄」を「廃棄等」に改め、同条中「関係諸帳簿」を「図書管理システム」に、「図書（資料）廃棄簿（別記様式第四号）」に所要の事項を記入したうえ廃棄しなれば」を「当該図書及び資料の登録を抹消した上、廃棄又は所管換をしなれば」に改める。

第七条中「作成し、年一回」を「作成したときは、これを」に改める。

第十条中「別記様式第五号」を「様式」に改める。

第十一条の見出しを「（貸出の手續）」に改め、同条第一項中「貸出を」を「貸出しを」に、「図書貸出票（別記様式第六号）」に所要の事項を記入のうえ室長の「を」室長にその旨を申し出て、その」に改め、同条第二項中「規定により」を「承認をし、」に改め、「しよと」を削り、「図書貸出簿（別記様式第七号）」を「図書管理システム」に、「記入しなれば」を「登録しなれば」に改める。

第十三条第二項中「五日」を「十四日」に改め、同条第三項中「貸出」を「貸

出し」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する貸出期間を経過しても図書を返納しない者があるときは、室長は、期限を指定して、これを督促することができる。

別記様式第一号から別記様式第四号までを削り、別記様式第五号を別記様式とする。

別記様式第六号及び別記様式第七号を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。